警備業事務取扱規程

平成19年11月16日福井県公安委員会規程第19号

改正

平成28年3月18日公安委員会規程第8号 令和2年12月15日公安委員会規程第3号 令和6年3月28日公安委員会規程第3号

警備業事務取扱規程を次のように定める。

警備業事務取扱規程

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 届出書及び通知書(第2条-第6条)
- 第3章 1級検定受検資格者の認定 (第7条-第9条)
- 第4章 警備員教育担当者の指定(第10条-第12条)
- 第5章 警備員指導教育責任者の兼任の承認 (第13条・第14条)
- 第6章 即応体制の特例警備業務対象施設の認定(第15条・第16条)
- 第7章 本部長への委任(第17条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)、警備業法施行令(昭和57年政令第308号。)、警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号。以下「施行規則」という。)、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)、警備員教育を行う者等を定める規程(平成8年国家公安委員会告示第21号。以下「教育規程」という。)及び機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則(昭和58年福井県公安委員会規則第1号。以下「即応体制の基準等規則」という。)に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 届出書及び通知書

(死亡等届出書)

第2条 法第12条第1項及び第2項に規定する届出書の様式は、死亡等届出書(別記様 式第1号)のとおりとする。

(合格証明書不交付通知書)

第3条 法第23条第5項の規定において読み替えて準用する法第22条第4項の規定により合格証明書の交付を行わないときは、理由を付した合格証明書不交付通知書(別記様式第2号)を交付するものとする。

(合格証明書返納命令書)

第4条 法第23条第5項の規定において読み替えて準用する法第22条第7項に基づく 施行規則第44条第1項の規定による返納命令書の様式は、合格証明書返納命令書(別 記様式第3号)のとおりとする。

(成績証明書不交付通知書)

第5条 偽りその他不正の手段により法第23条に規定する検定を受けた者に対して、合格の決定及び合格を取り消したときは、理由を付した成績証明書不交付通知書(別記様式第4号)を交付するものとする。

(講習修了証明書不交付通知書)

第6条 偽りその他不正の手段により警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者 講習を受けた者に対して、合格の決定及び合格を取り消したときは、理由を付した講習 修了証明書不交付通知書(別記様式第5号)を交付するものとする。

第3章 1級検定受検資格者の認定

(1級検定受検資格者の認定基準)

- 第7条 検定規則第8条第1項第2号に規定する公安委員会が行う1級の検定を受けることができる者の認定は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。
 - (1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該警備業務の種別に係る検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第2項に規定する2級の検定(以下「旧2級検定」という。)に合格した後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - (2) 指定講習の講師として委嘱されていた者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有すると認められるもの
 - (3) 警察官の職にあった期間が通算して3年以上である者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有すると認められるもの
 - (4) 登録講習機関の講師として委嘱されている者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有すると認められるもの
 - (5) 前各号に準ずる者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有すると認められる者

(1級検定受検資格者の認定)

- 第8条 前条の規定により1級の検定を受けることができる者として公安委員会が認める ときは、1級検定受検資格認定書(別記様式第6号)を交付するものとする。
- 2 認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)について、前条各号に該当しないと認めるときは、1級検定受検資格不認定通知書(別記様式第7号)を交付するものとする。

(1級検定受検資格認定申請の手続)

- 第9条 認定申請者には、その住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に、1級検定受検資格認定申請書(別記様式第8号)1通を提出させるものとする。
- 2 前項の1級検定受検資格認定申請書には、認定申請者が第7条に掲げる基準のいずれ かに該当することを証する次の各号に掲げる書面を添付させるものとする。
- (1) 第7条第1項第1号に該当する者にあっては、検定を受けようとする警備業務の種別に係る2級の検定に係る合格証明書の写し及び旧2級検定の合格証の写し並びに当

該種別に係る旧2級検定に合格した後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(証する書面が提出できないときは、誓約書及び履歴書とする。)

- (2) 第7条第1項第2号に該当する者にあっては、指定講習を行っていた法人の発行した講師として委嘱していた旨の書面
- (3) 第7条第1項第3号に該当する者にあっては、警察官の職にあった期間が通算して 3年以上で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有することを証する書面
- (4) 第7条第1項第4号に該当する者にあっては、登録講習機関の発行した講師として 委嘱している旨の書面
- (5) 第7条第1項第5号に該当する者にあっては、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有することを証する書面

第4章 警備員教育担当者の指定

(警備員教育担当者の指定基準)

- 第10条 教育規程第1条第1項第4号及び第2条第1項第5号の規定による公安委員会が 行う基本教育及び業務別教育を行うことができる者(以下「警備員教育担当者」という。) の指定は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。
 - (1) 都道府県警備業協会の教育事業に関し、講師として委嘱された者(公安委員会の承認を受けたものに限る。)が、警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)の交付を受けていない場合で、警備業法第22条第2項第2号の規定による資格者証の交付を受けることができないとき。
 - (2) 次に掲げる者が、警備業者において警備員教育を行う場合であって、警備業務の実施の適正を図る上で、その者に警備員教育を行わせることが適当であると認められるとき。
 - ア 大学又は短期大学の教授又は助教授
 - イ 弁護士(法令に関する教育を行う場合に限る。)
 - ウ 医師、看護士、救急救命士、日本赤十字社救急法指導員の資格を有する者その他 負傷者を救護するため必要な応急の処置に関し、医師である者に準ずる能力を有す る者(負傷者を救護するため必要な応急の処置に関する教育を行う場合に限る。)
 - (3) 前2号以外の場合であって、警備員教育の実情に照らして真に必要があるとき。 (警備員教育担当者の指定)
- 第11条 前条の規定により警備員教育担当者として公安委員会が指定したときは、警備員 教育担当者指定書(別記様式第9号)を交付するものとする。
- 2 指定を受けようとする者(以下「指定申請者」という。)について、前条各号に該当しないと認めるときは、警備員教育担当者不指定通知書(別記様式第10号)を交付する ものとする。

(警備員教育担当者指定申請の手続)

- 第12条 指定申請者には、その住所地を管轄する警察署に、警備員教育担当者指定申請書 (別記様式第11号) 1通を提出させるものとする。
- 2 前項の警備員教育担当者指定申請書には、指定申請者が第10条に掲げる基準のいず れかに該当することを証する次の各号に掲げる書面を添付させるものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 第10条第1項第1号に該当する者については、警備業協会の発行する講師委嘱状の写し
- (3) 第10条第1項第2号に該当する者については、警備業者から警備員の教育を依頼 された旨を記載した書面及び第10条第2項ア、イ又はウに該当することを証する書 面
- (4) 第10条第1項第3号に該当する者については、公安委員会が指示する書面 第5章 警備員指導教育責任者の兼任の承認

(警備員指導教育責任者の兼任の承認)

- 第13条 施行規則第39条第3項の規定による公安委員会が行う警備員指導教育責任者の 兼任の承認は、警備員指導教育責任者兼任承認書(別記様式第12号)を交付して行う ものとする。
- 2 承認を受けようとする者(以下「承認申請者」という。)について、施行規則第39条 第3項に該当しないと認めるときは、警備員指導教育責任者兼任不承認通知書(別記様 式第13号)を交付するものとする。

(警備員指導教育責任者兼任承認申請の手続)

- 第14条 承認申請者には、兼任の承認を受けようとする営業所の所在地を管轄する警察署 に、警備員指導教育責任者兼任承認申請書(別記様式第14号)1通を提出させるもの とする。
- 2 前項の警備員指導教育責任者兼任承認申請書には、当該営業所で実施する警備業務に 関する警備員指導教育責任者資格者証の写しを添付させるものとする。

第6章 即応体制の特例警備業務対象施設の認定

(即応体制の特例警備業務対象施設の認定)

- 第15条 即応体制の基準等規則第2条の規定による公安委員会が行う即応体制の特例警備 業務対象施設の認定は、即応体制の特例警備業務対象施設認定書(別記様式第15号) を交付して行うものとする。
- 2 認定を受けようとする施設について、即応体制の基準等規則第2条に該当しないと認めるときは、認定を受けようとする者(以下「特例認定申請者」という。)に対して、 即応体制の特例警備業務対象施設不認定通知書(別記様式第16号)を交付するものとする。

(即応体制の特例対象施設認定申請の手続)

- 第16条 特例認定申請者には、機械警備業務開始届出書を提出した警察署に、即応体制の特例警備業務対象施設認定申請書(別記様式第17号)1通を提出させるものとする。
- 2 前項の即応体制の特例警備業務対象施設認定申請書には、次の各号に掲げる書面を添 付させるものとする。
- (1) 警備業務対象施設に係る基地局備付けの施行規則第64条第1項第1号から同項第 5号までに掲げる事項を記載した書類の写し
- (2) 警備業務対象施設から半径10キロメートル以内に所在する警備業務対象施設の所在地及び当該施設に係る異常発報時における警備員の現着所要時間を記載した図面
- (3) 警備業務対象施設に係る契約書等の写し

(4) 管理者又は管理者から管理の委託を受けた者の異常発報時における措置履行契約書の写し

第7章 本部長への委任

(本部長への委任)

第17条 この規程を実施するために必要な事項については、本部長が別に定めることとする。

附則

この規程は、平成19年11月21日から実施する。

附 則(平成28年3月18日福井県公安委員会規程第8号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月15日福井県公安委員会規程第3号)

この規程は、令和2年12月15日から施行する。

附 則(令和6年3月28日福井県公安委員会規程第3号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(別記様式省略)